

令和4年度東京都石神井学園事業概要

1 目 的（児童福祉法第41条）

児童相談所の決定により、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入園させ、家庭に代わって養護し、あわせて退所者への相談、その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

2 沿 革

明治5年(1872年) 東京府養育院創立。老人・児童・病弱者等、生活困窮者に援護事業を開始する。

明治42年(1909年) 「東京市養育院巣鴨分院」開設。老人等から児童を分離し事業を開始（石神井学園の創立）。

昭和17年(1942年) 現在地に新築移転、「東京市石神井学園」と改称する。

昭和18年(1943年) 都制施行により「東京都石神井学園」となる。

昭和23年(1948年) 児童福祉法の施行に伴い、同法に基づく「養護施設」となり、民生局の所管となる。

昭和48年(1973年) 養育家庭センターを開設する。（平成14年3月31日廃止）

昭和62年(1987年) 児童棟増改築工事完了に合わせ年齢別寮編成を廃止し、男女混成完全縦割り方式とする。

平成9年(1997年) 児童福祉法の改正により、「養護施設」から「児童養護施設」に改称。自立支援寮の試行運営を開始する。

平成12年(2000年) 「社会福祉法人東京都社会福祉事業団」が運営を受託する。

平成16年(2004年) 園外で、グループホーム（都型）の運営を開始する。（翌年、二つ目のグループホーム（都型）を開設）

平成17年(2005年) 地域子育て支援事業（ショートステイ等）を開始する。

平成18年(2006年) 東京都の指定管理者委託施設となる。（第一期：指定管理期間3年）

平成19年(2007年) 地域小規模型グループホーム（国型）の運営を開始する。児童定員16名増員

平成21年(2009年) 東京都の指定管理者委託施設となる。（第二期：指定管理期間3年）

平成23年(2011年) 一般児童寮で試行的に男女別の寮編成を行い、運営を開始する。

平成24年(2012年) 東京都の指定管理者委託施設となる。（第三期：指定管理期間3年）

平成27年(2015年) 東京都の指定管理者委託施設となる。（第四期：指定管理期間5年）連携型専門ケア機能モデル事業を開始する。

平成28年(2016年) 改築児童棟（A棟）が竣工し、翌年（B棟・C棟）竣工。

令和元年(2019年) 改築調理棟・営繕棟が竣工。

令和2年(2020年) 第一サービス棟・駐車場・グラウンドが竣工。

令和2年(2020年) 東京都の指定管理者委託施設となる。（第五期：指定管理期間10年）3か所のグループホームを地域小規模型グループホーム（国型）に統一し、これに伴い児童定員が130名となる。

令和3年(2021年) 第二サービス棟が竣工。

3 施設規模及び予算

- (1) 所在地 東京都練馬区石神井台三丁目35番23号
- (2) 敷地面積 31,481.11㎡
- (3) 建物等 管理棟、児童棟（4棟）、第一サービス棟、調理棟、集会棟、ほたる寮、
営繕棟、体育館、職員公舎、野球場

4 児童定員及び職員配置等（令和4年4月1日現在）

- (1) 児童定員 130名
（園内寮96名、国型グループホーム12名、
連携型専門ケアモデル事業12名、休止中10名）
ほか、ショートステイ7名（受託先：練馬区・豊島区・中央区）、
トワイライトステイ（受託先：練馬区）8名

(2) 職員数及び組織

ア 職員数 98名【常勤83名・非常勤15名】

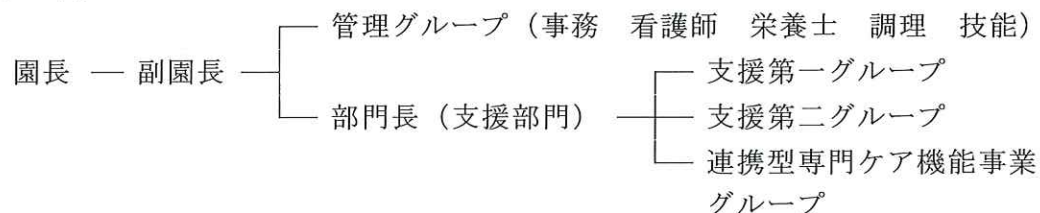
※園長・副園長：各1名（常勤）

管理グループ：18名（常勤9名、非常勤9名）

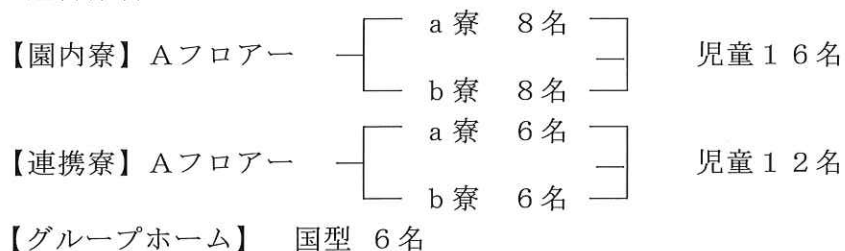
支援部門：78名（常勤72名、非常勤6名）

ほか 嘱託医、連携型事業非常勤医師、非常勤講師、臨時職員

イ 組織



(3) 寮の運営体制



5 児童の状況（令和4年3月1日現在）

学齢別内訳（※措置停止中・一時保護委託児童を含む。）

区分	園内 保育	幼稚園	小学校	中学校	高 校	特別支援 高等部	就職・ その他	合 計
男子	0 人	1 人	21 人	10 人	16 人	5 人	0 人	53 人
女子	0 人	1 人	20 人	16 人	13 人	3 人	1 人	54 人
計	0 人	2 人	41 人	26 人	29 人	8 人	1 人	107 人
構成比	0%	1.9%	38.3%	24.3%	27.1%	7.5%	0.9%	100%

（注）構成比は、端数処理により、内訳の合計が100%にならない場合がある。

6 事業の内容

〔基本方針〕

恵まれた自然環境の中で、安全で安心な生活環境を整え、一人ひとりの児童の個性や能力を大切にし、児童自身が本来もっている成長する力、回復する力を促しながら、個々の「最善の利益」に適った自立支援を目指す。また、親子関係の安定や再構築への支援及び退所した児童への支援に積極的に取り組む。

- （1）生活支援 ①児童の年齢や発達状況に応じた基本的な生活習慣、生活技術の習得、②集団生活を通じ協調性、自律的な生活態度の育成、③生活ルール・社会規範の遵守と社会の一員としての自覚の育成等。
- （2）就学支援 各教育機関はもとより、学習ボランティアやNPO法人等と連携しながら、児童への個別の指導・援助を充実し教育的効果を高め自立を支援する。
- （3）余暇活動 園内外の諸行事への参加等を通じ、児童の心身の健全な育成を図る。また、児童の自治的な活動への取り組みを促し、自主性や協調性などを育む。
- （4）進路支援、自立援助及びアフターケア
各児童の意向や適性・能力に配慮し、進学・就職活動への支援を行う。また、卒園後も、職場定着の助言・激励等により、職場、社会への適応力を高めるための支援を行う。
- （5）食生活・健康管理
調理室、医務室と寮職員が連携・協力して、児童の健康維持・増進と疾病予防を図り、児童の健全育成の基礎を固める。
- （6）その他 ボランティア・フレンドホームとの交流等により、より豊かな生活経験の場を提供する。

7 運営方針

- （1）利用者本位のサービスの徹底
家庭的な環境を整えた小規模グループケアの寮運営を充実させるとともに、地域の中でグループホームを運営し家庭的養護を推進する。
- （2）東京の福祉のセーフティネット機能の遂行
児童相談所や学校、病院等関係機関と連携・協働しながら、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き務める。
- （3）地域と連携し、地域福祉の向上に貢献
地域に根ざした施設として、専門機能を活かしながら地域の支援ニーズに応える。